

## 特殊法人等整理合理化計画

平成13年12月19日(水)

閣議決定

法人名	事業について講ずべき措置
-----	
組織形態について講ずべき措置	
北方領土問題対策協会	<p>【北方領土返還要求運動に係る啓蒙宣伝等業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○北方領土返還要求運動に係る啓蒙宣伝事業について、客観的な事業評価の指標を設定した上で、外部評価を実施するとともに、外部評価の内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。</li> <li>○民間団体に対する助成事業について、国が明確な政策目標を定め、合わせて当該目標が達成された場合には助成措置を終了することを明記する。</li> <li>○助成の対象となった事業について適切に評価を行い、その結果を事業に反映させる仕組みを検討する。</li> <li>○助成事業について、第三者機関による審査・評価の実施、助成先の公表を行う。</li> </ul> <p>【北方領土に係る調査研究】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○研究課題の設定、実施体制の決定、研究期間終了後の研究成果（長期にわたるものについては中間時点の進捗状況）について、厳格な外部評価を求め、評価結果を研究資源配分等に反映させる。また、研究成果及び外部評価の内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。</li> </ul> <p>【北方地域旧漁業権者等に対する融資業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○市町村資金は廃止する。</li> <li>○貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示については、適切に実施する。</li> <li>○金利の決定については、政策的必要性等を踏まえ、決定責任主体を明確にする。</li> <li>○政策金融について評価手法を検討し、その結果を事業に反映させる仕組みを検討する。特に繰上償還を含めた政策コストを明示する。</li> </ul> <p>-----</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●独立行政法人とし、北方領土が返還された時点で廃止する。</li> </ul>
国民生活センター	<p>【消費者情報事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○客観的な事業評価の指標を設定した上で、外部評価を実施するとともに、外部評価の内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。</li> </ul> <p>【相談事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○直接相談を段階的に縮小し、最終的には地方公共団体の設置する消費生活センターからの経由相談に特化する。</li> <li>○客観的な事業評価の指標を設定した上で、外部評価を実施するとともに、外部評価の内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。</li> </ul> <p>【商品テスト事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○商品比較テストは廃止し、人の生命・身体等に重大な影響を及ぼす商品テストに特化する。</li> <li>○客観的な事業評価の指標を設定した上で、外部評価を実施するとともに、外部評価の内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。</li> </ul> <p>【普及交流事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○客観的な事業評価の指標を設定した上で、外部評価を実施するとともに、外部評価の内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。</li> </ul> <p>【国民生活の実態等に係る調査研究】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○研究課題の設定、実施体制の決定、研究期間終了後の研究成果（長期にわたるものについては中間時点の進捗状況）について、厳格な外部評価を求め、評価結果を研究資源配分等に反映させる。また、研究成果及び外部評価の内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。</li> </ul> <p>-----</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●独立行政法人とする。</li> </ul>

# 独立行政法人北方領土問題対策協会法案（仮称）

## 1. 法案の趣旨

「特殊法人等整理合理化計画」を踏まえ、独立行政法人北方領土問題対策協会（仮称）を設立するため、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めること。

## 2. 法案の概要

### (1) 名称

「独立行政法人北方領土問題対策協会（仮称）」

### (2) 目的

- ① 北方領土問題その他北方地域に関する諸問題の解決を図ること
- ① 北方地域旧漁業権者等その他の者に対し、その営む漁業その他の事業及びその生活に必要な資金を融通すること

### (3) 役員

理事長1人、監事2人を置く。  
理事6人（うち5人は非常勤）を置くことができる。

### (4) 評議員会

学識経験者や元島民等から構成され、協会の業務の運営に関する重要事項を調査審議するとともに理事長に意見を述べる機関を設ける

### (5) 業務の範囲

- ① 北方領土問題等についての国民世論の啓発
- ② 北方領土問題等についての調査研究
- ③ 北方地域の元島民等に対する援護
- ④ 北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律による元島民等への貸付業務

### (6) 区分経理

一般業務に係る勘定と貸付業務に係る勘定を区別すること。

### (7) 積立金の処分

中期目標期間終了時の積立金の処分方法について、必要な事項を定めること。

### (8) 特に必要がある場合の主務大臣の要求

北方領土問題の解決等の協会の目的のために特に必要な場合には、国民世論の啓発、貸付業務等について、国が協会に指示を行うための規定を設けること。

### (9) 主務大臣

内閣総理大臣（(4)④の貸付業務については、内閣総理大臣及び農林水産大臣）

### (10) 附則

- ① 協会の設立を平成15年10月1日とすること。
- ② 現協会法の廃止、現協会の権利及び義務の承継、必要な経過措置及び関係法律の改正について定めること。

## (参考) 法人の概要

- (1) 平成14年度予算額 9億1,000万円
- (2) 役員数 常勤2人、非常勤9人（平成14年度末）
- (3) 職員数 19人（平成14年度末）

# 独立行政法人国民生活センター法案（仮称）

## 1. 法案の趣旨

特殊法人等整理合理化計画を踏まえ、国民生活センターを解散し、独立行政法人国民生活センター（仮称）を設立するため、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めること。

## 2. 法案の概要

- (1) 名称 法人の名称は、独立行政法人国民生活センター（仮称）とすること。
- (2) 目的 センターは、国民生活の安定及び向上に寄与するため、総合的見地から、国民生活に関する情報の提供及び調査研究を行うことを目的とすること。
- (3) 事務所 主たる事務所を神奈川県に置くこと。
- (4) 役員 理事長1人、監事2人を置く。  
理事3人以内を置くことができる。
- (5) 業務の範囲 センターは、その目的を達成するため、次の業務を行うこと。  
・国民生活の改善に関する情報提供  
・国民生活に関する苦情、問合せ等に対する情報提供  
・国民生活の実情等に関する総合的な調査研究 等
- (6) 積立金の処分 中期目標期間終了時の積立金の処分方法について必要な事項を定めること。
- (7) 緊急の必要がある場合の主務大臣の指示 商品や役務が国民の生命、身体等に重大な危害を及ぼす場合など、緊急の必要がある場合に限り、センターに対し業務の実施を指示できることとすること。
- (8) 主務大臣 主務大臣は、内閣総理大臣とすること。
- (9) 附則  
・センターの設立を平成15年10月1日とすること。  
・現センターの解散、権利及び義務の承継、現センター法の廃止、必要な経過措置等について定めること。

### (参考) 法人の概要

- (1) 平成14年度予算額 29億6,515万円  
(2) 役員数 常勤5人、非常勤4人（平成14年度末）  
(3) 職員数 127人（平成14年度末）